（経営が改善した旨の認定の要件としての信託受益権等の処分等が困難と認められる場合）

第十二条　法附則第十六条第三項第八号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二　法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

（法附則第二十二条第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項）

第十三条　法附則第二十二条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

二　法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三　法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。）のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

（協同組織中央金融機関等の優先出資等処分等困難要件の特例）

第十四条　法附則第二十二条第三項の規定により法第三十四条の四第一項の規定を適用する場合における第三十条の三第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、「取得貸付債権」又は「協定」」を「又は「取得貸付債権」」に、「、第五条第四項又は第十条第一項」を「又は第五条第四項」に、「、取得貸付債権又は協定」を「又は取得貸付債権」に改める。

第三条第一号ホ中「協定」の下に「（法第十条第一項に規定する協定をいう。次号ホ及びヘにおいて同じ。）」を加える。

第六条を次のように改める。

第六条　法第十八条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が取得株式等及び取得貸付債権の全部につきその処分に係る対価を受領し、若しくはその返済（償還、払戻し又は残余財産の分配を含む。）を受けた日又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が同条第四項の規定により適用される同法第三十五条第一項に規定する協定の定めにより取得した同法第二十五条第一項に規定する信託受益権等の全部につき次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった日のいずれか遅い日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。

一　協定銀行が当該信託受益権等の処分に係る対価を受領し、又はその償還を受けた日

二　当該信託受益権等に係る金融機能の強化のための特別措置に関する法律第二十五条第一項に規定する取得優先出資等の発行者又は債務者である同法附則第十一条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機関について同法附則第十六条第三項の認定が行われた日

三　前号に規定する特定震災特例協同組織金融機関に係る資本整理（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十七条第一項に規定する資本整理をいう。）に関し同法附則第二十一条第一項又は第三項に規定する繰入れが行われた日

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第五章中第三十二条の次に次の一条を加える。

（登記の税率の軽減を受ける金融機関等の範囲）

第三十二条の二　法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める金融機関等は、同項の経営強化計画（同項の指定地域における経済の活性化に資する方策として財務省令で定めるものが記載されているものに限る。以下この条において同じ。）に係る同項の主務大臣の決定又は同項の変更後の経営強化計画に係る同項の主務大臣の承認を受けて、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第二条第一項に規定する金融機関等に対して同条第三項に規定する株式等の引受け等が行われた場合における当該金融機関等とする。

附　則

この政令は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十七日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

府　令

○内閣府令第三十六号

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十号）の施行に伴い、及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「次に掲げる方策」の下に「（法附則第十一条第一項第四号及び第十六条第一項第二号に規定する法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものについては、次に掲げる方策（第二号ハを除く。）並びに被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災（法附則第八条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）からの復興に資する方策）」を加える。

第二十二条中「株式交換等をいう。以下この条及び次条」を「株式交換等をいう。以下この条、次条及び附則第四条第三号」に改める。

第二十六条第一項中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第三十二条第三号中「に関する」を「につき」に改め、同条第五号中「第四十八条」を「第四十八条第二項第三号ロ及び附則第七条第五号」に改め、同条第七号中「第四十八条において同じ。）及び」を「第四十八条第二項第四号及び附則第七条第七号において同じ。）」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等（法第二条第五項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面